

英国新しい移民法・入国管理の概要

2008年6月

英国政府は制度の簡素化・透明化を目的としたポイント制の導入を目指し、過去30年で最も抜本的となる移民法改革を段階的に実施しています。これまで80以上あった入国カテゴリーが、5階層からなるポイント制度に変わり、雇用主である企業は、新制度の中でも特にTier 1(第1階層)、Tier 2(第2階層)、Tier 5(第5階層)に関する規定を正しく理解することが求められています。Tier 1は高度技能を有する移民、Tier 2は求人のある技能移民がそれぞれ対象となり、またTier 5は現在のワーキングホリデー制度に替わって「ユース・モビリティ・スキーム」となります。

Tier 1は従前のHSMP(高度技能者移民プログラム)に替わって新しく導入され、2008年2月29日より英国内での申請について運用が開始されました。Tier 2は現在の労働許可証(ワークパーミット)制度を代替するものとなり、2008年秋(11月ごろ)の施行が予定されています。

スポンサーシップ

2008年秋にもポイント制度におけるTier 2の導入が開始する予定です。現行の労働許可証制度に変わるTier 2において、EEA(欧州経済領域)以外の外国人労働者を受け入れることを希望する企業は、あらかじめスポンサーとしての登録を行いライセンスを取得する必要があります。ライセンスを受けることによって、労働許可証の申請に必要な身分引受証(Certificate of Sponsorship)の発行が可能となります。従って、このスポンサー申請が認められなければ、身分引受証の発行ができず、EEA以外の外国人労働者をTier 2の枠組みで就労させることが不可能になります。すでにTier 2のスポンサー登録申請受付は開始していますが、実際に登録を終了した企業はまだ若干数に留まっています。

Tier 2は「一般」と「企業内転勤」の2つのカテゴリーが設置されており、適用条件が異なります。いずれの場合においても受け入れ対象となるEEA圏外労働者が身分引受証を取得する資格があるかどうか、具体的には、対象者のポイント制度における得点数が少なくとも70点以上であることを十分に確認する必要があります。この点数は、年齢、資格、収入、英国内での生活資金、英語力などを基準として定められています。また、対象者が得る職がNVQレベル3(職業能力評価制度3級)以上であり、市場と照らし合わせた適正な収入が支払われることという条件を満たす必要があります。

日本企業における企業内転勤の場合でも、Tier 2での身分引受証の発行が必要となり、日本国籍を保持する転勤対象者はポイント制度のスコアで最低70点を取得しなくてはなりません。英国にある転勤先企業のグループ会社(英国外)で少なくとも6ヶ月勤務(30点)、大卒資格保持(10点)、英国内での収入が2万ポンド以上(10点)、渡英当初英国内外の銀行に800ポンド以上の預金があることを証明(10点)、十分な英語能力があることを証明(10点)することで、合計70点取得とすることができます。

英国新しい移民法・入国管理の概要

英語能力要件

新しいポイント制度においては、一定の英語能力を有することも適正・資格審査の対象となります。当初 IELTS5.5程度とされていた必要最低英語能力レベルですが、日系企業などのロビー活動の成果もあり、2008年5月発表のTier 2制度要綱においてはその程度が大幅に低下(IELTS1.5-2.0)されることとなり、企業内転勤においては入国後3年間の猶予期間が設けられました。

不法労働

移民法・入国管理制度改正の一環として、適切な就労証明を持たない者を雇用した企業に対する罰則が2008年2月29日に発効しています。英国内での雇用の正当性を証明する義務は企業に課されることになり、不法労働者を雇用した企業は、不法労働者一人に対し最高1万ポンドの罰金が課されます。但し、雇用にあたり適正な書類検査が行われたと証明できる場合には、罰則決定の際にその事実が考慮されます。

雇用に関わるスタッフが新しい法制度を正しく理解し、被雇用者が英国での就労が可能であるかどうかの判断ができるように訓練することが重要です。適正な書類確認、必要情報の保管、必要に応じた定期確認の方法とプロセス作りも必要でしょう。一方、不法であると知りながら故意にEEA外の外国人労働者を雇用した個人は、起訴され、2年以下の禁固刑を含む罰則を受けます。

コンプライアンス

Tier 2スポンサー登録の一環として、ライセンス発行に伴い、内務省担当官が申請企業を訪問し、不法労働を排除するための適正な人事システムが構築されているかどうかの確認を行うと公表しています。また、スポンサー・ライセンス取得後の企業に定められた義務の一つとして内務省の調査訪問を受け入れることが挙げられています。これにより、内務省は事前のアポイントメントの有無に関わらず、企業訪問を行い、不法労働者の雇用がないことを確認できるようになります。ちなみにこの不法労働者には、従業員、駐在員のほか、適切な就労許可証を持たずに生産的活動に従事する出張者やエージェントを通して派遣された TEMP やコンサルタントも含まれます。

これまで不法労働に対する摘発は若干数に留まっていたものの(2007年度中の総数は11件)、2008年2月29日以降3ヶ月あまりで137企業を摘発、総額50万ポンドの罰金を課したことが発表されています。

スポンサー登録を検討する企業は、申請作業開始前に、イミグレーションに関するリスクがどの程度内在するのか、必ずチェックを行い、不備があれば速やかに訂正し、社内規定・プロセスの見直しをすることが重要です。

PwCリーガルでは、新しいポイント制度に関するあらゆる作業のサポートを英国内外にて行っています。

- ・ スポンサー登録に伴うアドバイスおよび登録申請のサポート
- ・ 人事ファイル、人事作業プロセスの擬似査察(ヘルスチェック)および改善のアドバイス
- ・ 人事スタッフのトレーニング、マニュアル作成(本社、英国会社)
- ・ 個人情報保護法、そのほか雇用法に関わるアドバイス
- ・ 代理人としての諸申請、報告作業の委託
- ・ イミグレーションアドバイス一般

英国イミグレーションおよび人事に関するお問い合わせ



Julia Onslow-Cole

(ジュリア・オンスローコール)

PwCリーガル パートナー

英国で最大級の規模を誇るPwCリーガルイミグレーションチームの責任パートナー。英国弁護士。内務省国境庁の諮問委員であり、新しい入国管理制度に構築に深く関与。イミグレーションの第一人者として、多数の教本を編集、現在ポイント制に関する出版物を共同執筆中である。

☎: +44 (0) 20 7804 7252

✉: julia.onslow-cole@pwclegal.co.uk



福田有紀子

PwCヒューマンリソースサービス

英国PwCの総合人事サービス部門シニアマネジャー。英国勅許税理士。主に英国/および欧州にて事業を営む日系企業に対し、税務ほか、人事コンサルティングサービスを提供している。企業間移動に関わる規定作り現地採用従業員の育成および報酬制度構築ほか、年金管理に関するアドバイスをを行う。

☎: +44 (0) 20 7804 9207

✉: yukiko.fukuda@uk.pwc.com